

議案第 7 4 号

三田市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

三田市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市屋敷町

氏 名 丹 羽 京 子  
に お きょう こ

平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日付をもって、三田市公平委員会委員 丹羽 京子氏の任期が満了するので、後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市公平委員会委員一覧表

氏 名	選 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
堀 岩夫	平成 2 4 年 7 月 7 日	平成 2 8 年 7 月 6 日
芦田 正明	平成 2 5 年 3 月 2 8 日	平成 2 9 年 3 月 2 7 日

地方公務員法

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

- 3 第16条第2号、第3号若しくは第5号の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。
- 4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。
- 5 委員のうち2人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち1人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。
- 6 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。
- 7 委員は、前2項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。
- 8 委員は、第16条第2号、第4号又は第5号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。
- 9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。
- 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。
- 12 第30条から第38条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。